

制定：2005年6月3日  
改正施行：2007年6月5日  
2015年9月1日  
2017年5月1日  
2019年7月24日  
2020年7月20日  
2021年6月9日  
2022年12月16日

## ISO/TC 68 国内委員会 運営規約

### (名称)

第1条 本委員会は、ISO/TC 68 国内委員会と称する。

### (目的)

第2条 本委員会は、ISO/TC 68 (国際標準化機構・金融サービス専門委員会) 所管の金融サービス分野における国際標準化について、国内での審議および情報共有等を行うことを目的とする。

### (構成)

第3条 本委員会は、金融業界、金融関連の産業界、中央省庁、および学識経験者からの適切な人材若干名による委員のほか、リエゾン、オブザーバーをもって構成し、委員長1名、事務局長1名をおく。

### (委員)

第4条 委員は、本委員会の審議に参加し、議決権を有するものとする。  
2 委員は、第6条に定める国内作業部会のいずれかに参加するものとする。

### (審議等)

第5条 本委員会の総会(以下、「委員会総会」という。)は、年2回程度開催する。ただし、委員長または事務局長は、臨時の委員会総会を開催することができる。なお、開催方法はWeb会議システムを利用することができる。

2 委員長は、委員会総会を招集し、その議長を務める。

3 本委員会の審議は、委員会総会において行うことを原則とする。ただし、ISO/TC 68 または第6条に定めるWGから求められる投票(以下、「国際投票」という。)等について審議する場合には、電子メール等による書面審議(以下、「メール等審議」という。)を行うことができる。

4 委員会総会の議事については、議事録を作成する。

(国内作業部会)

第6条 本委員会のもとに、ISO/TC 68傘下の Working Group 等 (Study Group、Advisory Group 等を含む。以下、「WG」という。) に対応する国内作業部会を設置する。

2 国内作業部会は、その対象となる WG に関する事項 (国際投票の投票案を含む。) について審議するものとする。

3 国内作業部会には、その対象となる WG に本委員会から参加する国際エキスパートを所属させるものとする。

4 国内作業部会の審議は、事務局もしくは当該部会参加者が所属する組織等の会議室または Web 会議システム等を利用して、随時行う。ただし、やむを得ない場合には、メール等審議によることができる。

5 国内作業部会は、その対象となる WG が解散した場合または所属する国際エキスパートが不在となった場合には、解散する。

(リエゾン)

第7条 リエゾンは、ISO/TC 68 に関連する他の国内委員会等に所属する者とし、その委員会等の立場から、本委員会の審議に参加する。ただし、本委員会における議決権は有しないものとする。

2 リエゾンは、委員を兼ねることを妨げない。

(オブザーバー)

第8条 オブザーバーは、委員会総会を傍聴することができる。ただし、本委員会における議決権は有しないものとする。

2 オブザーバーは、1 組織につき原則 3 名までとする。

(事務局)

第9条 本委員会の事務局は、日本銀行決済機構局 (東京都中央区日本橋本石町 2-1-1) におく。

2 事務局には、事務局長 1 名および事務局員若干名をおき、これらの者は委員を兼ねることができる。

3 事務局は、委員会総会の開催準備・運営、国際エキスパートの国際登録・抹消、メール等審議に係る事務、WG に対応する国内作業部会が不明確な場合における国際投票の投票案の検討・作成、国際投票の投票事務、第 11 条に定める規約改正案の策定など、本委員会の運営に関する業務を行う。

4 事務局長は、ISO/TC 68 が開催する国際会議に HoD (Head of delegation) として出席する。ただし、やむを得ない場合には、事務局長は事務局員に HoD 権

限を一時的に付与した上で出席させることができる。また、委員長不在のときに委員長の代理を務める。

(加入および委嘱等)

第10条 本委員会への加入を希望する者は、事務局長宛てに加入申込書を提出するものとする。

2 事務局長は、委員に就任する者に対し委員委嘱状を交付し、これを受け当該委員が所属する組織は、事務局長に対して委員就任承諾書を提出するものとする。

3 リエゾンへの登録を希望する者は、事務局長宛てにリエゾン登録依頼書を提出するものとする。

(規約改正)

第11条 この規約の改正は、委員会総会において行う。

(附則)

この規約は、2022年12月16日から実施する。